

4032 日ベトナム経済連携協定に係る輸入貨物の関税撤廃

日ベトナム経済連携協定では、附属書一で具体的な譲許の内容を定めています。日本側における即時関税撤廃、段階的引下げによる関税撤廃・削減、関税割当等の譲許の区分については、附属書一第二部第一節の「日本国の表についての注釈」で規定されています。

(参考：日本国の表についての注釈)

表4欄	内 容	備 考	主な品目
A	協定の発効日に関税を撤廃	即時関税撤廃品目	ドリアン、オクラ等
Bn	協定の発効日から「n+1回」の毎年均等な関税の引下げ。基準税率から「n+1回目」で撤廃	段階的関税撤廃品目 n=3, 5, 7, 10, 15 初回：協定発効日 次回以降：4月1日	冷凍ほうれん草、ピーマン、スイートコーン、緑茶等
C	協定の発効日から基準税率を適用	税率維持品目	合板、集成材等
P	表5欄の注釈に定める条件に従い関税を引下げ	段階的関税引下品目 初回：協定発効日 次回以降：4月1日	トマトソース等
Q	関税割当を設定	関税割当品目	天然はちみつ
R	協定の発効日から5年目に交渉	再協議品目	かつお、まぐろ等
X	関税撤廃等の譲許なし	除外品目	米麦、米麦調製品、水産IQ品等

※ 表5欄については、日本の表（協定附属書一第二部第一節）を参照願います。

日・ベトナムの関税譲許に関する条文

- ・ 日本国の表（協定附属書一第一部及び第二部）（和文）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/vietnam/pdfs/fuzoku01.pdf
- ・ 日本国の表及びベトナムの表（協定附属書一）（英文）
<http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/vietnam/epa0812/annex1.pdf>